

戦後西ドイツにおける 中間層経営の資金需要と 州信用支援政策の展開

高度経済成長期の
ノルトライン・ヴェストファーレン州を
事例として

三ツ石郁夫

Ikuo Mitsuishi

滋賀大学 経済学部 / 教授

I はじめに

本稿は第二次大戦後西ドイツの戦後経済復興と資本主義発展のもとで構造変化を遂げつつある手工業や小売業などの営業的・中間層経営(中小商工業経営)に対して、州政府が地域のなかでいかなる信用支援政策を展開させたかについて、工業的発展がもっとも進んだ地域の一つであるノルトライン・ヴェストファーレン州(以下、NRW州と表記)を例にして1950年代半ばから1960年代初めまでの時期を対象に明らかにしようとするものである。

戦後における軍事的なナチ体制の解体と社会の民主化、経済体制の改革によって、とりわけ1948年の通貨改革を契機として、西ドイツは市場経済秩序の枠組みと欧米通商体制への編入という基本的条件を創出し、復興から経済成長への過程を歩み出した。この過程において、戦争によって被害を受けた工場設備や交通手段を復興し、商品の生産と流通を軌道に乗せるだけでなく、合理化と近代化によって生産性を高めていくためには新たな投資が何よりも必要であった。しかし産業金融を支える金融機関が銀行解体から回復し、資本市場において長期資金が十分に供給されるのはようやく1950年代後半になってからであった¹⁾。

1) 柳澤(2006)、151-155頁; Wolf(1998b)、S.59-110.; Wolf(1998a)、S.111-148.; 三ツ石(2012)、174-182頁。

2) 三ツ石(2018)、1-28頁; Tuchtfeld(1962)、S.480-486。

3) Bundesministerium für den Marshallplan(1953)、S.25-29。この特別資産は1953年8月31日のERP特別資産管理法に基づいて1954年度から連邦政府の特別予算化され、収支を「経済計画法」として審議されることになった。BGBl、Jg.1953、Teil I、S.1312-1313。

4) Breckner(1960)、S.111ff。

5) Ganzel(1962)、S.213。

6) Deutscher Bundestag(1960)、S.9。

中間層経営のなかでも、手工業では、一方で伝統的な靴屋や仕立て屋のように収縮する業種とともに、他方で自動車整備工や電気工のように新たに拡大する業種、そして車大工や鍛冶工のような経営集中する業種へと構造と機能が変化し、また小売業においても大型店舗の増加や消費協同組合、チェーンストアへの傾向が現れていた。工業の大量生産と技術革新、製造や販売方法の革新による構造変化に対応するために、中間層経営は投資資金を必要としていたが、1950年代において自己資金とともに外部資金において調達困難な状況が続いていた²⁾。

こうした状況において中間層経営に資金を供給したのは、何よりも公的資金であり、とくにマーシャルプラン資金である。ヨーロッパ復興計画 (European Recovery Plan、以下ERPと略記) によって行われたドル支援は特別資産として国内に留保され、政府予算とは別枠で何よりもインフラ形成やエネルギー・基盤産業に向けて、また住宅建設等のために貸し付けられたのである³⁾。この公的金融支援は1950年代半ばになると、各業界の要望を受けてしだいに水利事業や農業、交通、そして手工業や小売業などの中間層経営や中小商工業分野に移っていった⁴⁾。それ以外の資金として、本来経済復興を目的としたものではないが、

同様の役割を果たしたものとして1952年に成立した負担調整法(Lastenausgleichsgesetz)に基づく資金があった。

本稿で問題とする中間層経営とは、伝統的な手工業や小売業などの営業的中间層を中核的な構成部分とするが、戦後においては経営の独立性、経営指導と資本所有の人的ないし家族的統合、そして経営組織における人的個性によって特徴づけられる中小経営である⁵⁾。その経営規模は商業と工業などによって異なり、明確に境界付けることは難しいが、政府報告書においては就業者500人以上、年間売上15百万マルク以上の資本会社と、就業者1人で年間売上10千マルク以下の零細経営との間にある中小・中堅企業が対象となる⁶⁾。中間層経営の構造変化とは、業種別の構成に変化が生じ、経営的発展と分解・下降の変動が生じていることを指している⁷⁾。そのため、新規設立や経営的拡大のためには投資を目的とした資金調達が必要となるが、戦後においては自己金融と外部金融がともに困難な状況であった。そのことが公的支援の要求へと向かわせたのである。

第1表は、営業的中间層の諸経営に対する連邦・州による公的信用支援実績を示したものである。このなかでは負担調整資金による被追放民や避難民、戦争被害者の中間層経営に対する信用

7) 「健全な中間層の創出・維持」が政治社会にとって不可欠であるとみなすドイツ史の伝統的イデオロギーは、たしかに戦後においても継続していた。戦後米国の営業の自由要求に対して、アデナウアー首相は1953年に大資格証明を伴う「手工業秩序法」を成立させ、1957年10月29日に開かれた選挙後の連邦議会演説において、「中間層に属する人々は政府の保護を必要としている。彼らは他の社会層から取り残されている。われわれは国家政策と文化政策を行うために健全な中間層を必要としている。」と述べた (Stenographischer Bericht des Bundestags, 3. Sitzung, den 29. Okt. 1957, S.19.)。しかし、1955年5月に連邦経済省に陳情書を連名で提出した手工業・卸小売商の全国団体は、政府による保護というよりも、中長期資金の十分な供給と金融機関による与信コストの引き下げ、そして信用保証協会に対する公的支援を要求し、対する経済省は利害関係にある当事者団体代表を

集めて競争可能な信用条件整備を議論し、そこで合意された措置を関係官庁と業界に周知実践していくことになったのである (三ツ石2018、参照)。こうした政策調整は、営業的中间層を含めた大経営・中小経営が公正な市場競争するための条件を整備する過程であったと評価できる。マキトリックは「第二次大戦後西ドイツの手工業は経済的社会的に安定し、政治的に統合された」と述べ、その「その起源は第三帝国にあった」として手工業がナチ期に構造的組織的に転換したことを述べている (MaKitrick 2016, pp.248-249.)。ナチ体制と手工業・中小商工業者の関係に対するこの捉え方は、柳澤 (2017) の見方に共通する部分があるといえるが、柳澤の場合、「中小商工業諸階層とその経済活動をドイツ資本主義経済の全体構造を構成する本質的な要素として (中略) 位置づける」(10頁) ところに特徴がある。

第1表 連邦・州による営業的・中間層経営への金融支援

(1958年末現在高、千マルク)

	手工業	工業	商業	交通	その他	計
連邦による支援計	827,852	1,806,709	945,158	86,342	235,488	3,901,549
連邦予算	34,493	146,678	473	14,449	153	196,246
負担調整資金	555,304	341,870	840,581	20,191	207,754	1,965,700
ERP特別資産	179,143	1,032,437	80,912	46,306	25,885	1,364,683
投資支援剰余金	25,582	104,219	23,192	5,396	1,696	160,085
社会保険	33,330	181,505	-	-	-	214,835
州による支援計	278,613	616,761	63,579	157,327	21,842	1,138,122
連邦・州合計	1,106,465	2,423,470	1,008,737	243,669	257,330	5,039,671

出典：Bundestag (1960), S.191.

支援が約20億DMであり、もっとも大きな割合を占めている。ERP特別資産を利用した支援もかなり大きな額になっているが、ここからも被追放民等の経営に資金が提供されており、50年代における中間層諸経営や中小商工業への信用支援ではこうした戦後補償や負担調整に関わる社会層の経営に対する支援がもっとも大きい⁸⁾。それ以外に、農業地域や周辺地域における中間層経営の拡充や合理化・近代化のために資金が供給され、さらに地域を問わず合理化や近代化、輸出を指向する競争の中小工業に対しても信用が提供されている⁹⁾。

こうした連邦からの支援に対して、州からの支援は全体として11億4千万DMとなっており、大きくみれば、営業中間層支援に対するおよそ50億DMの支援のうち、連邦と州の割合は4対1の割合となっている。連邦の割合が大きいとはいえ、その内訳では負担調整が約半分を占めており、ERP特別資産が3分の1を占めており、それらの実際の執行に当たっては州や地域の信用委員会が重要な役割を果たしていた。連邦・州全体で約200あった金融支援プログラムでは、たいていは5%程度の

利率で12年から17年の期間貸し付けていたが、通常の貸付金利(6.5%から7.75%)よりも有利な貸付となっていた。1950年代後半に普及したプログラムでは貸付が中心であったが、補助金の場合もあり、それはむしろ州による支援において行われた¹⁰⁾。

こうして1950年代の営業的・中間層に対する公的信用支援は第一には多様な資金源を背景して主要には被追放民や避難民、戦争被害者の中間層経営に対して行われたのであり、またそれ以外の中間層経営に対しても州による信用支援が大きな役割を果たしたのである。本稿が州による支援を重視する理由はここにあるのだが、この場合、州による支援は中間層経営に対する直接的な支援だけでなく、農業的な地域や周辺的な地域に対しても支援を行い、それらによって中間層経営を含めた企業誘致と雇用創出、都市的地域における住宅建設、都市再開発と郊外宅地開発を目指していた。つまり、中間層経営支援と地域開発が復興から成長へ転換しようとする西ドイツ州経済に密接に絡み合って政策構想を形成していたのである。

⁸⁾ Scheybani (1996), S.350f. シャイバニは、手工業が1949年から60年までに連邦から受け取った8億5,000万DMの信用のうち、67.17%は負担調整の資格がある手工業者であり、商業ではこの割合はさらに20%弱高かったと述べている。

⁹⁾ Dittes (1960), S.4f.

¹⁰⁾ Beyenburg-Weidenfeld (1992), S.342f. 連邦・州での約200のプログラムは1960年代初頭のことである。

本稿ではこうした問題状況を意識しつつ、西ドイツのなかでもっとも工業的發展の進んでいたNRW州を例にして、中間層ないし中小商工業の個別経営に対する公的支援のあり方を具体的に示しつつ、まず1950年代における営業の中間層がいかに資金を必要としていたか、それに対してまず負担調整による復興支援が連邦と地域においていかに展開したか、そして州政府による信用プログラムが中間層経営と地域を対象にして1960年代初頭までいかに展開したかを明らかにする。その場合、地域における中小経営・中間層経営に対する支援政策が経済史的にいかなる意義を持っていたかについても合わせて考察することにした¹¹⁾。

II NRW州における手工業経営の資金需要

州経済省からの資金援助によって調査研究を進めていたライン・ヴェストファーレン経済研究所（Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung, Essen）のベッカーマンは、第2表に示されているように、NRWの手工業経営が機械化と設備改善、顧客サービス向上のために多くの資本を必要としていたことを明らかにした。

実際の資金需要は業種によって大きく異なっているが、たとえばパン製造の中規模手工業経営の場合、建物建築費を除いて経営設立のために必要な経費は雇用1人当たりで換算して、1900年頃に800～1,000マルク（以下、Mと略記）であったのが、1950代後半において8千から10千マルク（以下、DMと略記）に急増し、さらに60年代前半には約20千DMに増加したのである。また中規模の

第2表 中規模手工業経営の新規設立コスト(資金需要)
(建築費を除く設備費の就業者一人当たり経費)

業種	1900年ごろ (M)	1957/58年 (DM)	1963/64年	
			(DM)	就業者数
レンガ積工	1,000	7,000	20,000	25
電気配線工	-	-	3,200	7
錠前工	800-1,000	6,000-7,000	11,500	8
建築指物師	400-600	8,000-9,000	25,000	6
自動車機械工	-	-	20,000	13
時計工	-	-	6,500	3
パン屋	800-1000	8,000-10,000	20,000	5
肉屋	500	8,000-10,000	30,000	5
紳士服仕立工	-	-	4,000	3
美容師	200-300	4,000-5,000	6,750	4
靴屋	500-600	6,000	19,000	1-2

出典：Beckermann (1964), S.370 表1・2から作成。

11) 本稿では、地域の範囲をさしあたり日常生活で消費する商品が生産され流通する経済圏として想定し、その上で経済利害に対する地方政府の政策手段・決定が及ぶ範囲として設定する。NRW州に関わる日本の研究としては、ライン地域の社会的分業圏に基づく「原経済圏」を提起した渡辺尚(1987)があり、またビーレフェルト地域の研究として、馬場

(1999)がある。馬場は、地域の概念を「歴史的現実に対応したオペレーショナルな概念」として捉え、都市・農村との関係のなかで地域工業化を把握している。

建築指物師では、1900年頃に建物経費は別として雇用1人当たり500RMの資金で新規開業できたのであるが、1960年代に初めには2,500DM必要であった。さらに自動車整備工になると、ここでは建物費用を含めて1957/58年には新規経営開業のために雇用1人当たり12千DM必要であり、60年代初めにはその経費は30千DM以上に急増した。こうした経費増は小売業でも同じ傾向であった。たとえば食料品小売経営を新規開業するためには、倉庫部分を含めて㎡あたり数年前に600DM必要であったが、60年代初めでは1,100から1,200DM必要となっていた¹²⁾。

このように手工業や小売商の新規経営設立に要する費用は戦後期において急増していたのだが、実際のコストは立地によって大きく異なっていた。たとえば美容業においては女性用の3席と男性用の2席を備えた経営で機械や用具を含めて通常は18千～20千DMの新規コストを要したが、都市中心部では35千～40千DMと倍増した。その他、自

動車機械工などでは、修理をする場合に新型車であるほど新しい機械類が必要になったから、技術やモデルが頻繁に更新されるほど手工業経営では投資コストがかさんだ¹³⁾。

ところで手工業者が実際に新規に経営を始める場合、最初から中規模の経営を立てるわけではない。むしろ最初は最小限の経営から始めるのが一般的である。ベッカーマンはそうした事情について次のように説明している。たとえば農業機械を扱う手工業では多くの場合、同業種の親方試験に合格して資格を得た鍛冶工が3～4人の職人を雇用し、既存の鍛冶工設備(5千～10千DM)に加えて、新たな作業場設備(12千～15千DM)と部品倉庫(7千から8千DM)を設置し(合計20千DM程)経営を始めるのである。また食料品関係の手工業では、客の要求にこたえるために商品の品ぞろえを増やしたり、冷蔵設備を設置したりする必要があり、製造や販売のために最小限必要な経営規模・面積と雇用数は拡大している。戦後直後に増

第3表 手工業最小限経営に必要な就業者数と資金

業種	1経営当たり 就業者数	設備費用 (土地建物を除く。DM)	経営資金 (DM)	資金需要総額 (DM)
レンガ積工	3	8,000-10,000	15,000	23,000-25,000
電気配線工	3	3,000	5,000	8,000
錠前工	3	25,000	15,000	40,000
建築指物師	3	34,000	32,000	66,000
農業機械工	2	20,000	20,000	40,000
自動車機械工	5	85,000	25,000	110,000
時計工	2	15,000-16,000	24,000-25,000	40,000
パン屋	3	36,000	13,000-16,000	49,000-52,000
肉屋	3	100,000	25,000	125,000
紳士服仕立工	2	3,500	2,500	6,000
美容師	4	23,000	4,000	27,000
靴屋	1-2	15,000	4,000	19,000

出典：Beckermann (1964), S.371 表3。

12) Beckermann (1964), S.369. 1900年頃から第二次大戦後までの経費増を理解するためには、両時期について比較可能な物価の変動を示す必要があるが、これについてベッカーマンは特段の説明をしていない。一つの目安として、両時期における20グラムまでの遠隔地向け定形郵便物の料金を示しておく、同料金は1872年から1906年まで10ペニヒ

(10Pfennig=0.1M)であったのに対して、1948年から1963年まで20ペニヒ=0.2DM、1966年には30ペニヒ=0.3DMであった。Trapp (1999), S.259f. 参照。

13) A.a.O., S.369f. 第2表はそうした個別経営での相違を考慮したうえで、ベッカーマンが中位の経営規模・立地・技術装備の新規経営コストを比較可能に一覧にしたものである。

加した手工業の一人経営はもはやこの時期には競争不可能になっていた¹⁴⁾。

アンケート調査から明らかにされた各業種の最小限度経営の必要資本は第3表のとおりである。ここからわかるように、最小限必要な設備類等と雇用を備えた競争可能な手工業経営を設立するためには、レンガ積み工では25千DM、パン屋では50千DM、肉屋では125千DMの資金を必要とし、他方で紳士服仕立工や電気配線工では6千～8千DMを必要としていたのである。

こうした経営設立や新たな投資のために営業の中間層は自己資金だけでなく外部資金を必要としていた。そうした資金源としてまず挙げられるのは、はじめに述べたように負担調整資金であった。

III 負担調整による 中間層経営支援の展開

(1) 負担調整による中間層経営信用支援

負担調整は、1949年8月に発効した緊急援助法(Soforthilfegesetz)ののち、1952年8月14日に成立した負担調整法によって、ナチの暴力と戦時・戦後過程のなかで被害を受けた者に対して、被害を受けなかったり、また利益を得た者たちからの負担によって必要な補償(資金支援)を行ったことを指す。その対象となる被害の範囲は広く、またその様相も多様であったために、補償の分野はいくつかの領域に分割されていた。一般的にはそうした補償は、旧ドイツ領からの被追放者と戦争被害者、1948年通貨改革による損害被害者、そしてソビエト占領地域ないし旧東ドイツと東ベルリンから旧西ドイツと西ベルリンに移住した避難民を対象とした¹⁵⁾。

補償のための資金源として、1948年通貨改革における5千マルクを超える全資産に対する50%の資産税、10分の1に切り替えられた抵当債務に基づく抵当利得税、同様に通貨改革時の信用に基づく信用利得税、そして連邦・州からの公的財政補填金、さらに特定信用借入、貸付償還金等によって基金が形成された。1952年から1985年までに形成された負担調整基金は総額1,264億58百万DMに上るが、そのうち負担調整税は36.6%、公的補填は37.9%になる。それらは個別領域の補償のために支出された¹⁶⁾。

この基金から補償を受けたのが被追放者、戦争被害者、通貨被害者、そして東部被害者、占領被害者であり、とくにソビエト占領地区からの避難民は特別なグループとして被災基金(Härtefond)から補償を受けた¹⁷⁾。こうした補償対象者グループは基金に申請することによって、家財補償、住宅再建支援、高齢・障がい者施設支援、戦争被害者年金、営農支援など多岐にわたる資金支援を受けることができたが、それらとともに制度化されたのが営業経営・自由職のための復興貸付(Aufbaudarlehen für die gewerbliche Wirtschaft und die freien Berufe)であった¹⁸⁾。

この貸付の目的は、被害者を西ドイツ経済社会に適合させることであり、それゆえ経営の新規設立や既存経営の安定化のために必要な資金が貸し付けられた。しかしこの貸付は厳密な意味で被害の大きさに対する補償ではなく、むしろ当該被害者が申請書に添付した経営計画の妥当性にしたがって審査が行われた。また営業経営や自由職活動の規模は、税額査定基準(Grundsatz des Bewertungsrechts)の統一評価額(Einheitswert)で10万DM以下とされたから、基本的に対象は中

14) Ebenda, S.371.

15) Wiegand (1992), S.2, 55, 138.

16) Ebenda, S.142-198. クレスマン(1995)、278頁。

17) Wiegand (1992), S.199

18) Ebenda, S.208ff..

小経営である。また貸付限度額は35千DMであるから、信用額としても中口から小口信用である。利率は3%、貸付期間は10年、当初2年は返済猶予された。貸付はすでに1949年の緊急措置から始まっていたが、1952年から本格的に開始され、初期には新規経営設立を目的とした申請が多かったが、次第に既存経営の安定化、競争力強化のために複数回の申請が行われるようになった。1985年末までにこの枠組みで承認された貸付件数は14万8,529件であり、このうち手工業は4万9,912件、商業は7万1,269件、工業は6,413件、自由職は4,576件であった。また1959年までの貸付件数は1985年までの総件数のうちの76.3%であり、この復興貸付は50年代において大きな意味を持っていた¹⁹⁾。

西ドイツ全国において50年代に貸し付けられた信用額は第4表のとおりである。1952年の立法化後から貸付申請は増加し、年間信用額は1954年に3億5200万マルクともっとも多くなり、その後漸

第4表 負担調整法による商工業経営・自由職への復興貸付額(1952-1965年)

(百万DM)			
年	復興貸付額	年	復興貸付額
1952	45	1959	92
1953	226	1960	63
1954	352	1961	83
1955	229	1962	70
1956	168	1963	52
1957	124	1964	34
1958	99	1965	18

出典：Wiegand (1993), S.276.

注：1952年の数値は1952年9月から1953年3月末までの8カ月間、1960年の数値は1960年4月から12月までの9カ月間の信用額である。

減して59年には92百万マルクとなった。戦争被害者や復員者、避難民や被追放民のなかで、この措置はやはり1950年代中頃までの時期において重要な意義を持っていたと言えるが、その後においても捕虜収容の関係で「遅い復員」(Spätheimkehr)は続いていたし、またソビエト占領地区(旧東独)からの避難民が続いていたり、さらに申請自体も複数回行われるなどして50年代後半においてもこの貸付措置は当該グループにとっては重要な意義を持っていた。

(2) 負担調整によるビーレフェルト郡

中小経営への貸付

負担調整による復興貸付が具体的にいかに展開し、中小経営にとっていかなる意義をもっていたかについては、史料の制約もあって必ずしも全体像を把握することはできないが、NRW州のビーレフェルト郡については1957年から1961年まで審査委員会に提出された申請書類によって一部をうかがい知ることができる。本稿ではこのうち1957年度の申請書類に基づいて、この貸付がどのような対象者の経営に与えられたかについて一端を明らかにする²⁰⁾。

1957年度(1957年4月から1958年3月まで)に審査委員会は5回開かれている。審査委員会は負担調整局の組織であり、ビーレフェルト郡長(Amtmann)、同郡貯蓄銀行、商工会議所・手工業会議所・自由職組織からの代表、法律専門家ほかに、戦争被害者や被追放民、ソビエト地区避難民の各組織からの代表によって構成されていた。この審査委員会の意見を参考にして、負担調整局長が貸付の決定をした²¹⁾。

¹⁹⁾ Ebenda, S.253-277.

²⁰⁾ ここで扱う資料はビーレフェルト貯蓄銀行(Sparkasse Bielefeld)史料室に保管されていたビーレフェルト郡負担調整局(Ausgleichsamt Landkreis Bielefeld) SHG/LAG復興貸付審査委員会の記録(Ausschußsitzungen Aufbaudarlehen

SHG und LAG vom 1.1.1957 bis 30.12.1961)である。筆者は同貯蓄銀行カレシュケ(Christoph Kaleschke)氏の厚意により本資料を閲覧することを許された。記して謝意を表したい。なお、SHGとは1949年からの緊急支援法Soforthilfegesetz、LAGとはそれを引き継ぐ1952年からの負担調整法Lastenausgleichsgesetzを指す。

1957年度において同審査委員会が扱った申請件数は合計48件あり、このうち27件が承認され、21件が拒否ないし保留された。承認された申請では、手工業経営に関わる申請が9件(申請額155千DM)、中小工業4件(同145千DM)、商業8件(59.2千DM)、宿泊業・自由職・その他が6件(67.5千DM)となっている。これらすべてをここで検討することは紙幅の関係で断念し、最も多くの申請件数を扱った9月16日開催の第3回審査委員会を対象として、ここで申請された中小経営の一部の状況について検討しよう。

① パン手工業経営A(被追放者)

父親がブレスラウ(旧ドイツ領、戦後ポーランド領)行政区に土地を所有していたパン手工業者Aは戦前パン手工業で修業して親方資格を取得したのち、戦後は追放されてビーレフェルトのパン親方の下で働いている。Aは現在のパン親方から経営を賃貸の形で引き受けたいとして申請を出した。書類では、パン焼き窯を除く設備類と配達用の3輪自動車、そして小麦粉などの在庫は買取を予定しており、そのために合計15千DMを申請した。当該パン屋経営はすでに1954年から10万DM以上の売り上げをあげており、申請は被害補償と技術能力、人格の点で適格であるとして承認された。

② 肉屋経営B(被追放者)

Bは肉屋手工業の修業ののちに親方試験をおえて1927年からワルシャワで30人の労働者を雇う肉製品商店を経営していた。戦後Bはすでに一度復興貸付を得て肉製品の移動販売をしていたが、1955年にビーレフェルトにて肉屋経営を賃貸し、機械類を新調するために申請した。その内訳は、冷蔵室断熱工事2,400DM、冷蔵機3,750DM、

空気循環175DM、ソーセージ吊るし機2台535DM、電気挽肉機3,060DMである。当該肉屋経営は1954年に29,914DM、55年に37,800DM、56年に70,100DMを売り上げており、申請は担保も十分として承認された。

③ 建設会社C(被追放者)

戦前の東部居住地においてCは年間売上3百万RMの建設会社を所有していたが、これらを手放すのち、避難民信用1万DMと新規経営設立貸付3千DMを以前に借り受けてビーレフェルトにて新会社を設立した。この会社は大きく発展したので新たに土地を取得して作業所を設立したが、その時の経費14万450DMのうち3万3,600DMをフォルクスバンクから短期の納入者信用と当座信用によって借り受けている。この債務は経営にとって負担となっており、そこで復興貸付50千DMを申し込むことになった。同社の年間売り上げは1952年の16万8,268DMから1956年には54万4,466DMへと大きく増加しており、担保も十分であることから申請は承認された。

④ 食料品小売商D(被追放者・遅い復員者)

Dは戦前、小売商人として修業し1938年には食料品小売商となった。戦後はビーレフェルトの企業において倉庫係長として573.40DMの月収を得ている。Dはビーレフェルト郊外において土地を借り受け、新たに食料品の小売経営を立ち上げることを考えている。すでに小売業の許可は得ている。またこの申請が許可されたらミルクの生産・販売も予定している。そのために14千DM必要であるが、その内訳は建物経費4.5千DM、冷蔵設備4千DM、その他設備1.5千DM、商品購入のための経営資金4千DMである。Dは4千DMを自己資金

21) 本資料は手書きの書き込みのある申請書類であり、議事録ではない。したがって審査によって申請が承認されたかどうかについて明確ではない。筆者がメモ等から推定した限りで5件の申請が承認されたと判読した。

で賄うので、10千DMの貸付を申請している。審査委員会は全員一致で承認した。

⑤ 宿泊業・食料品小売商E(遅い復員者)

Eはビーレフェルト近郊にて商人の修業を終え、1934年から小売業を併設する宿泊経営を引き継ぎ、1939年に独立した。戦時には出兵し、48年に捕虜収容所から解放されて復員した。1953年に土地と宿泊施設を相続した。この施設を改築・改装して経営を安定化させるために、Eは復興貸付35千DMを申請した。年間売上は1954年に11万8,826DM、56年には14万1,109DMである。

この申請は前回6月24日の審査委員会にて自己資金による建物改装が求められて拒否されたが、9月の委員会にて再度の申請となった。ここでは建物改装の必要があるかどうか、他の資金の可能性が議論されたが、再申請では地域からの要望書が添えられたことによって承認された。

(3) 復興支援の意義

以上に説明してきた復興支援信用の意義は全体としてどのように評価できるだろうか。第5表は

1955年1月1日におけるNRW州の手工業経営全体のなかで支援を受けた被追放者と移住者の経営の割合を示している。第4表から見てすでにこの時点までに復興貸付はかなりの割合で進んでいたが、第5表を見ると、被追放者等の手工業経営の割合は全体として3.2%にとどまっており、もっとも多い被服・繊維等の部門においても4.2%となっている。さらに業種を細かくみると、例えば手袋製造では50%、ガラス吹き工で29.5%、暖炉工事で22.5%、織布工で12%などの多くの割合を占める業種もある。しかしこれらは、手工業のなかでもむしろ縮小している部門や業種であり、その意味では構造転換し拡大している業種とはいいがたい。

さらに被追放者などの場合、多くはもとの居住地で関係する営業を行い、仕事上の技術や熟練、知識をもっていたとはいえ、新たにNRW州において自己の土地や建物、生産手段を持たずに自己資金なしに経営を新設することになり、さらに顧客等のネットワークを持っている場合も少ない。ここから、シュタールベルクは、総じて多くの経営は新

第5表 NRW州における被追放者等の手工業経営(1955年1月1日)

手工業業種	手工業経営数	うち被追放者・移住者経営数	
		同割合(%)	同割合(%)
建設業	33,197	936	2.8
食料品・嗜好品	31,555	826	2.6
被服・繊維・皮革	52,215	2,181	4.2
金属・金属加工	35,797	1,099	3.1
木材加工	19,166	498	2.6
健康・衛生・洗濯	17,521	501	2.9
ガラス・紙	4,114	184	4.5
手工業全体	193,565	6,225	3.2

出典：Stahlberg (1957), S.151-154.

たに地域の消費者や手工業仲間、生産と流通のなかに適応することは困難であったとして、否定的な評価をしている²²⁾。

しかし、1950年代半ばまでの復興支援が効果を持たなかったとしても、上述の審査委員会における個別事例からわかるように、50年代後半には戦後の着実な経営的發展をもとに個別の審査を経て信用が与えられており、また業種の点でも食料品や建設などの拡大しつつある業種の経営を対象にしている。また被追放者や避難民だけでなく、もともと地域に経営的基盤を持っていた復員者にも信用が与えられた。それゆえ、この支援制度は中間層経営にとって一定の意義を持っていたと考えることができよう²³⁾。

こうして被追放者や戦争被害者の中間層経営に対しては支援が拡大していたのに対して、それ以外の中間層経営に対しては、ようやく1950年代半ばになって信用支援の仕組みが整えられてきた。この支援の展開について次に立ち入ろう。

IV NRW州における信用支援の展開

(1) 1950年代後半の中間層信用プログラム

連邦が中間層信用問題に対応することに先立って、NRW州では1955年6月30日、州経済大臣と財務大臣が連名で「小業者、手工業者、自由職への信用供与」のプログラムを発表した²⁴⁾。それによれば、州は、貯蓄銀行とフォルクスバンク、ライフアイゼン協同組合銀行に対して、小業者、手工業者、自由職向けに総額5,000万DMの信用を6%以下の利子で20年までの期間貸し付けることを要請したのである。このうち半額ずつが州内のライン地域とヴェストファーレン地域に分

配される。この資金の原資は、1948年の通貨改革において銀行が貸借対照表をバランスさせるために州を債務者として設定した平衡請求権 (Ausgleichsforderungen) であった。この3%利付債券は銀行にとって原則自由に処分できない資産であったが、これを2,500万DMまで州が買い取ることであり、これを原資として銀行は中間層経営に貸し付けることとしたのである。その場合、保証は州に申し込むことができたし、それ以外に手工業の場合は1955年から活動を開始した州信用保証協会 (Kreditgarantiegemeinschaft) に申請できた²⁵⁾。

信用供与の対象者は手工業者、小業者、自由職業者であり、職業訓練を終えて経営新設を目指しているものであり、資金は生産的な投資と合理化を目的として、土地取得、建物建設、設備などのために利用できた。利用者は2年間返還を免除された。また自己資金等を必要に応じて投資計画に加えることも認められた。

この制度の特徴は、申請者が自らの選択で取引銀行(ハウスバンク)とする金融機関に申し込むことであり、他方で申請を受ける金融機関側も自己責任で中間層経営に貸し付けることである。金融機関は申請を受け取ると、申請者が所属する職業組織(手工業会議所または商工会議所など)から推薦状などを受け取り、自行が所有する申請額の半額の平衡請求権譲渡同意書を同封して管轄の中央金融機関に提出する。中央金融機関はこれを州財務省に提出して、承認されれば州が平衡請求権を買い取るようになるのである。

この支援プログラムによって、同年中に2,861件総額4,500万DMが貸し付けられた。1件当たりの平均信用額は15,730マルクであり、第2・3表に示

22) Stahlberg (1957), S.154.

23) 負担調整と直接の関係はないが、バイエルン州においては避難民の手工業経営が既存の下請関係に入り込んで成長し、州手工業全体の発展に貢献したことが指摘されている。Boyer und Schlemmer (2002), S.129f.参照。

24) Landesarchiv Nordrhein-Westfalen, Abteilung Rheinland (以下FLAV NRW Rと略記), NW430 Nr.371. 「NRW州経済相と財務相の連名による州内中間層銀行宛て通知」(1955年6月30日付)

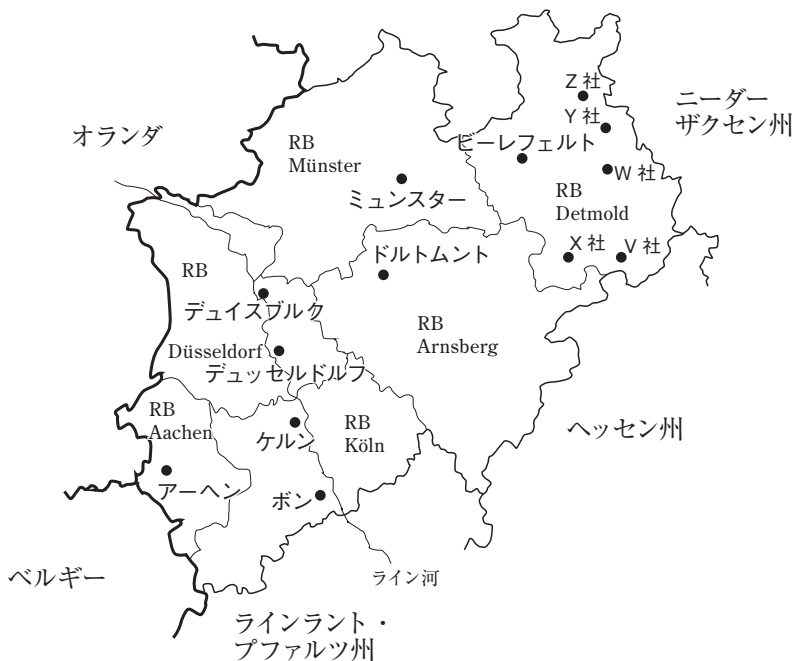
25) 「平衡請求権」については、メラー(1984)、575-577頁。

された必要資金額と比べて、十分な信用が準備されたと言える。金額で見ると、職業別割合は手工業が45.2%、手工業以外の小営業が48.3%、自由職が6.5%であった。地域別ではライン地方の3県(Regierungsbezirk、第1図でRBと表記)であるアーヘン(Aachen)県²⁶⁾が4.1%、デュッセルドルフ(Düsseldorf)県が13.7%、ケルン(Köln)県が26.1%、ヴェストファーレン地方のアルンスベルク(Arnsberg)県が18.0%、デトモルト県(Detmold)が22.3%、そしてミュンスター(Münster)県が15.8%であった。ケルン県を別として、デトモルト県で割合が高いのは、州指針で作成されたオスト

ヴェストファーレン支援計画(後述)が関係している。

このプログラムによって中小経営は近代化や合理化を実現し、若い手工業者や小売商営業者の経営的独立が支援された。その意義は全国において認識され、当時問題となっていた中間層経営の信用需要が公的資金によって充足されたケースとして評価された²⁷⁾。

信用プログラムがこのように高く評価されたことで、州政府は直ちに1955年のうちに第2回のプログラムを準備した。この場合、問題は原資であったが、ここではラインとヴェストファーレンの州保険機関(Landesversicherungsanstalten der Rhein-



第1図 ノルトライン・ヴェストファーレン州

26) アーヘン県のほぼ全域は1972年8月ケルン県に統合された。

27) LAV NRW R, NW430 Nr.371.「1957年9月25日 付 NRW州経済大臣による第1回中間層信用措置報告書」

provinz und Westfalens) が資金を提供することになった。ここでは利率は第1回より1%高い7%となったが、これはレンダーバンクの割引率が高まっているなかではより低い利率である。それ以外の手続き方法は第1回と同様であった。信用件数は合計1,940件、総額2,000万DM、1件当たりの平均与信額は13,423DMであった。職種別で見ると、ここでは手工業に対して金額の73%が与えられた²⁸⁾。

第3回プログラムは1956年8月3日公表され、第1回同様に総額5,000万DMの原資が州による平衡債権の購入によって準備された。信用は56年9月と57年初めと2回に分けて募集され、1957年9月までに合計2,819件、総額約4,500万DMが貸し出された。1件当たりの平均信用額は15,933マルク、職種別では手工業に金額の38.1%、商業に32.5%、他の営業に21.2%、自由職に8.2%が与えられた。県別ではアーヘン県が5.1%、デュッセルドルフ県が28.0%、ケルン県が19.2%、アルンスベルク県が17.0%、デトモルト県が13.5%、そしてミュンスター県が17.2%であった²⁹⁾。

これらのプログラムに対する中間層経営からの反響は大きかった。資本市場からの資金供給と連邦政府からの支援もまだ十分ではなかったために、中間層経営の信用需要は容易に充足されてはいなかったからである。また多くの手工業者や小売商は経常的に銀行や信用協同組合と関係を持っているわけではないので、自己資本に依拠する小売業者に対してプログラムを周知し、また手続きを簡素化して申請しやすくすることも必要であった。

NRW州の手工業連盟会長であったシュールホフ(Schulhoff)と事務長シュレーダー(Schroeder)は、州の信用支援策を歓迎していた。それは単に手工業経営が支援を必要としていたという理由だけではない。当時のレンダーバンクの割引率が高い状態では、手工業経営が容易に銀行信用を得られる状況ではなかったからである。他方でシュールホフは、州政府が利率を通常より引き下げて貸し付ける優遇政策、つまり補助金政策に対しては反対していた³⁰⁾。

州政府内部では中間層信用プログラムをさらに継続するかどうかについて検討していたが、最終的に57年12月には第4回の中間層信用プログラムの実施を決定した。ここでも州・銀行・州保険機関の資金をもとにして5,400万DMが用意され、ラインとヴェストファーレン両地域に同額ずつ配分された。手続きについては前回と同様、信用希望者は直接金融機関に申し込む方法であり、利率は7%、信用期間は20年であった³¹⁾。

こうして中間層信用プログラムは1955年から58年にかけて4回にわたり、合計1億7,400万DMが手工業と商業、小営業、そして自由職の中小経営に6%~7%の利率で供与され、投資、とくに経営再建や土地取得、経営新規開設、さらに設備の合理化と近代化のために利用されたのである。このプログラムは中間層団体からも高く評価されたのであるが、その成功の理由として、政府報告書は、政府資金が先に金融機関に供給され、金融機関はそれをもとに自己の責任で中間層経営に貸し出したことを挙げている³²⁾。

28) LAV NRW R, NW₄₃₀ Nr.371.「1957年9月25日付 NRW州経済大臣による第2回中間層信用措置報告書」

29) LAV NRW R, NW₄₃₀ Nr.371.「1957年9月25日付 NRW州経済大臣による第3回中間層信用措置報告書」

30) LAV NRW R, NW₄₃₀ Nr.371.「1957年3月21日付ライン・ヴェストファーレン手工業連盟からNRW州財務大臣

ヴェイヤー(Weyer)宛ての手紙」

31) LAV NRW R, NW₄₃₀ Nr.371.「1957年12月23日付 NRW州経済大臣による第3回中間層信用通知」

32) LAV NRW R, NW₅₀₂ Nr.719.「1961年9月27日付州経済省覚書 NRW州政府による中間層の金融支援」

(2) 1950年代後半の地域支援プログラム

中間層信用プログラムが始まったと同じ1955年から、州政府は特定地域の構造改善のために地域支援プログラムを開始し、その枠内において企業向け信用支援を実施した。その場合、信用支援の8割以上が中小工業経営と製造業の手工業であり、残りの20%以下は製造業の中規模経営や大経営であった³³⁾。

このプログラムは中間層経営という特定職業グループを支援するというよりも、農業が中心の地域や工業的發展が遅れている地域、また経済活動が停滞している地域を要支援地域として指定し、そうした地域に立地する商工業や移転を計画する企業に対して信用面を含めて包括的に支援するプログラムであった。支援を必要とする地域はそれぞれ異なった条件にあり、1960年までこうした支援は3つのプログラムで展開されていた。それは第一に「国境地域信用プログラム Grenzlandkreditprogramm」、第二に「オストヴェストファーレンプログラム Ostwestfalenprogramm」、そして第三に「周辺地域プログラム Randgebietprogramm」である³⁴⁾。

このうち「オストヴェストファーレンプログラム」または「オストヴェストファーレンプラン」（以下、OWPと略記）とは、ヴェストファーレンのなかでも西部のドルトムントなどルール工業地域に対して、東部の、ビーレフェルトやパダーボルン（Paderborn）、リップ（Lippe）など都市もあるが全体として農業的なデットモルト県を対象として、1950年代半ばにおいても失業者がとくに多い状況を背景として、1955年7月12日、NRW州政府が様々な政策手段を結集して同地域の経済状態を

活性化しようとして策定した計画である。対象地域において新規に工場企業を設置したり拡張したりする投資計画に対して4.5%金利、返済2年据え置き最長15年間の投資信用を供与する重点措置である³⁵⁾。

このプログラムによってどのように企業が信用を得たのであろうか。その一例として1958年の第20回州信用委員会で扱われた議案を見ると、ここでは以下の通り5件の申請が審査された³⁶⁾（各社の立地は第1図参照）。

①

V社はデットモルト県南部ワルブルク（Warburg）近郊に位置する針金製品を製造する合資会社である。新たに工場設備を新設するために、工場建物（25千DM）、亜鉛引き設備（26千DM）錫引き設備（33千DM）等、合計107,325DMの投資計画を立て、このうち7,325DMを自己資金で準備し、100千DMの融資を申請している。これによって25名の新規雇用を計画している。これに対して信用委員会は全額について4.5%利子15年の信用を認可し、ワルブルク郡市貯蓄銀行に対して、同額の3%利付平衡請求権を州が買い入れることによって融資することを決定した。

②

W社はデットモルト市東方10kmほどに位置する電装品の製造販売会社である。新たに工場設備を新設するために、工場建物（307千DM）、スプレー設備（40千DM）、鋳型機械（150千DM）等、合計561千DMの投資計画を立て、このうち311千DMを自己資金で準備し、250千DMの融資を申請している。これによって20名の新規雇用を見込んでいる。これに対して信用委員会は、同社の財務・収益状況を考慮し、またすでにOWPにおい

33) LAV NRW R, NW₅₀₂ Nr.719. 「1961年9月27日付州経済省覚書 NRW州政府による中間層の金融支援」

34) LAV NRW R, NW₅₀₂ Nr.719. 「1962年6月20日付地域計画拡大委員会のため経済省報告」

35) Dittes (1960), S.17f.

36) LAV NRW R, NW₄₃₀ Nr.324. 「1958年5月20日東ヴェストファーレン地域の企業経営への信用供与について」

て同社に400千DMを融資していることを考慮して追加支援を否決した。

③

X社はデトモルト近郊に位置する特殊機械製造会社である。新たに工場設備をパダーボルン(Paderborn)南西15kmほどのビューレン(Büren)に移転するために、土地取得(5千DM)、工場建物(60千DM)、機械調達(38千DM)等、合計123千DMを必要とし、このうち18千DMをビューレン貯蓄銀行から借り入れるため、105千DMを同計画に申請した。これによって20名の新規雇用を計画している。これに対して信用委員会は、全額について4.5%利子15年の信用を認可し、同貯蓄銀行に対して、同額の3%利付平衡請求権を州が買入れることによって融資することを決定した。

④

Y社はビーレフェルトの計器・制御器製造会社である。新たに工場の一部を県東部のアスミッセンに移転するために、土地取得(10千DM)、工場建物(112,975DM)、倉庫(24,025DM)、機械調達(600千DM)等、合計800千DMの投資計画を立て、このうち400千DMを自己資金で準備し、残る400千DMの融資を申請している。これによって60名の新規雇用を計画している。これに対して信用委員会は、全額について4.5%利子15年の信用を認可し、同額の3%利付平衡請求権の買入融資を決定した(金融機関は不明)。

⑤

Z社はデトモルト東方約20kmほどのシーダー(Schieder)に位置する編物製品製造有限会社である。新たに工場設備を増設するために、土地取得(26千DM)、製造・倉庫・配送建物(562,500DM)、機械調達(161,500DM)、合計

750千DMの投資計画を立て、このうち35千DMを自己資金で準備し、400千DMの融資を申請している。これによって100名の新規雇用を計画している。これに対して信用委員会は、全額について4.5%利子15年の信用を認可し、デュッセルドルフ工業信用銀行(Industriekreditbank Düsseldorf)に対して、同額の3%利付平衡請求権の買入融資を決定した。

以上のように、このプログラムで信用支援を受けた企業は比較的規模の大きい中堅企業であり、こうした中堅経営は融資を得ることによってデトモルト県内の農村的な地域に工場を移転したり拡張したりして雇用を拡大した。この信用プログラムによって、50年代半ばに1万人以上といわれた失業者に対して雇用を提供することができたのである。1960年10月末までにOWPの枠内で供与された信用額は2,250万DMを超えている³⁷⁾。1960年5月のパダーボルン労働局報告によれば、管轄地域内での失業問題は解決され、むしろすでに労働力の新規調達が困難になりつつある。OWPは当初の目的を達成しつつあると評価されている³⁸⁾。

V | 1960年代初めにおける NRW州信用プログラムの策定

(1) 復興から成長経済への模索

1950年代末から60年代初めにかけての時期は戦後西ドイツ経済の転換期であった。中間層信用問題についていえば、ブンデスバンクの金融緩和政策(割引率引き下げ)と金融市場における長期資本供給の増加、そして州ごとに設置された信用保証協会に対する連邦・州の公的支援充実を背景にして、貸出金利や信用保証などに関する中

37) LAV NRW R, NW₄₃₀ Nr.370。「中間層信用についての省内覚書」

38) LAV NRW R, NW₄₃₀ Nr.352, "Aspekte staatlicher Wirtschaftsförderung gestern und heute. Eine Stellungnahme der Kammer", in: Mitteilungen der Ostwestfälischer Industrie- und Handelskammer zu Bielefeld, 16. Jahrgang, Nr.7, 1. Juli 1960, S.185.

間層経営からの信用要求は1950年代末までに一定程度充足されていた。経済全体については、1950年代末までに「経済の奇跡」と呼ばれた高い成長率はしだいに後退し³⁹⁾、1960年代前半には政治家と学者の間で「戦後の終わり」(Ende der Nachkriegszeit)が漠然と語られていた⁴⁰⁾。さらにこれに関連して、「成長経済の構造変化」をテーマとした社会政策学会の1962年大会において、ケーニヒは成長過程の促進に目標を定めた構造政策に関心が高まっていることを述べ⁴¹⁾、また連邦政府専門家会議(Sachverständigenrat)は1965年度に発行した第2回報告書において、「停滞なき安定」(Stabilisierung ohne Stagnation)のタイトルのもとに「成長と構造転換」の関連を分析し、そこから安定的な成長のためには企業間の競争とともに、連邦と州による適切な地域構造政策が必要であるとした⁴²⁾。こうして産業部門と地域、そして中間層政策についても積極的な政策介入が模索されることになった。

(2) 州経済大臣ラウシャーの中間層政策思想

州政府は1960年代に入ると、それまでの地域信用支援措置を総合し、支援を必要とした地域に対する経営支援のなかで中間層経営支援政策を展開させることになった。

1958年7月に州首相に就任したCDUマイアース(Franz Meyers)の内閣で経済大臣となったCDUのラウシャー(Hans Lauscher)は1961年9月4日、レムシャイト(Remscheid)にて開かれた第10回ライ

ン中間層会議において「NRWにおける中間層政策」と題して次のように演説を行っている⁴³⁾。

まずNRW州においては大工業が繁栄しているが、同時に150万の中小経営が存在しており、手工業の17万経営や小売商の11万8千経営は中間層経営であるとし、その他の中小工業や卸商、自由職の存在を考慮すると、中間層経営の厳密な限定は難しいとは言え、NRW州経済は中間層的な構造を示しているとラウシャーは述べている。

こうした表現はもちろん「中間層会議」という会議の性格上から語られたことを考慮すべきであるが、しかしここでラウシャーは中間層政策を一般的な経済政策の一部とみなし、その枠内で中間層固有の課題が考慮されねばならないし、さらに連邦の経済政策とも連携しなければならないとした。

ラウシャーにとって、経済成長のためには経営の弾力性が必要であり、それを生み出すのは大経営というよりも中小経営であった。大経営は、過去の間層経営のなかからリスクを引き受け、イニシアティブを発揮した経営者が現代までに成長させた結果であり、それゆえ競争のためには常に新しい起業や中小経営の革新が必要である。つまり中小経営は経済循環の変化に素早く適応できるのであり、そうした弾力的経営のためには十分な中長期資本をもって生産性を高めねばならない。中間層問題のなかで真の問題は中長期資本供給問題である。こうしてラウシャーは中間層経営の自助を支援するために、62年度の州予算において信用プログラムを策定し、ここにおいて中間層経

39) Abelshäuser (2011), S.305. アーベルスハウザーの整理によれば、1950年から1967年までの戦後高度経済成長期は4つの期間に分けることができる。第1期は1950年から54年まで(年平均経済成長率8.8%)、第2期は1955年から58年まで(同7.2%)、第3期は1959年から63年まで(同5.7%)、そして第4期は1964年から67年まで(同3.6%)であった。

40) A.a.O., S.295f. その理由として挙げられていることは、労働力の枯渇、技術進歩の停滞、資本生産性の低下である。こうした変化は、1963年10月にエアハルトが経済相から首相に「上昇」する背景をなした。

41) König (1962), S.V.

42) Sachverständigenrat (1965), S.VII u. 125.

43) LAV NRW R, NW502 Nr.827, Mittelstandspolitik in Nordrhein-Westfalen, vor dem 10. Rheinischen Mittelstandstag am 4. September 1961 in Remscheid. ラウシャーは演説の最後に「中間層意識」について言及している。それは19世紀以来語られてきた中間層没落の「予言」についてである。中間層経営がもしその謬念に陥れば経営は停滞し、大企業が繁栄してしまう。しかし、そこにこそ中間層政

営の信用支援措置を大規模に行うことを約束するのであった。

(3) 州信用プログラムの策定

こうして1962年2月1日新たな州信用プログラムが州経済相と財務相の共同信用指針 (gemeinsame Kreditrichtlinien) として発表された。このうち経済省予算によって策定された内容は、第一に特定支援地域と産炭地域の構造改善措置と中間層支援措置、第二に都市・地域開発に関連する営業的中间層のための措置、そして第三に大気汚染抑制のための投資支援措置であり、さらにこれには州首相の業務範囲であるが州経済省に委託されている国境地域支援措置が加わっている。ラウシャーはこのプログラムを「生産的中间層政策」(Konstruktive Mittelstandspolitik) と呼んでいる。その意味は、営業的中间層における経営的危機を治癒し保護しようとするのではなく、むしろそこにある問題を冷静に分析し、解決のための措置と方法を考案し、そして政策的に実践することである。これまでNRW州において1950年代に信用支援が実施されてきたが、このプログラムはそれらを包括し、また支援を必要とした地域における経営への信用を補完するものである。その核心は営業的中间層経営の信用支援であるが、単なる資金の一般的な供給ではなく、一定の条件のもとで特定の目的を持った資金の供給である。

その目的とは第一に、職業経験を積んだ24歳以上40歳以下の営業的中间層と自由職の若手が

十分な見込みのある経営を設立しようとする、そして第二に、新都市や新ゲマインデ、あるいは既存の都市・ゲマインデ周辺の新区域、都市・地域再開発、そして都市計画による近郊住宅団地などにおいて営業的中间層や自由職が経営を設立したり、設備等を拡張すること、さらに第三に、技術や経済の発展による構造変化に経営を適用させようとする中间層や自由職の経営に資金を提供することである⁴⁴⁾。

特定地域の中间層と商工業経営に対する信用支援としては、それまでのOWPと「周辺地域プログラム」がすでに1960年9月に「特定支援地域信用プログラム」へと統合され、またそれまでの「国境地域信用プログラム」は継続され、新たに「産炭地域信用プログラム」が追加された⁴⁵⁾。

こうしてハウスバンクが自己のリスクで供与した信用について、それが生産性と競争力を高め、地域経済構造の改善に貢献すると判断された場合、州が当該ハウスバンクに再金融することになり、そうした支援方法によって統一的に中间層経営の発展と地域経済構造の転換を支援する実施体制と政策理念が1960年代初めに整備されることになったのである⁴⁶⁾。

こうした政策は第一に、地域内部における消費財生産の重要な基盤をなす営業的中间層のなかの競争的な経営に対して低利の投資支援を行うことによって、これらの企業家層の経営的発展を支援する政策であり、第二に、そうした中间層経営の発展が地域の社会的分業圏の深化と拡大を

策の役割がある。中间層政策の主観的要素とはその政策が果たす社会的経済的意義を中间層に属する人々に社会的心理的に鼓舞することにあると述べている。

44) LAV NRW R, NW502 Nr.58, Lauscher, Mittelstandspolitik in Nordrhein-Westfalen, am 6.2.1962.

45) LAV NRW R, NW502 Nr.719, Aufbau des Landeskreditprogramms und die bisherigen Maßnahmen zur Durchführung des Programms. Bericht des Ministeriums für Wirtschaft, Mittelstand und Verkehr zur Sitzung des erweiterten Ausschusses für Landesplanung am 20. Juni.

46) LAV NRW R, NW502 Nr.719, Aufbau des Landeskreditprogramms.

担い、地域の富を高めることを目指したものであり、そして第三にさしあたりNRW州内各県の地域間格差を解消しようとするものであった。

(4) 企業支援政策と地域政策の成果

1950年代から60年代にかけてのNRW州政府による中間層経営を含めた企業支援と地域支援による構造政策はいかに評価できるだろうか。その一つの指標として、州内各県における就業者の産業部門別割合を示したのが第7表である。

同表のなかで、デトモルト県は戦前には農業就業者の割合が全国平均よりも高く、商工業は平均かそれを下回る水準であったが、戦後には工業での就業者割合が高まり、1970年までにははっきりと全国水準を上回る工業的な県に変貌した。さらに

同表からわかることは、戦前においては県ごとに農工商の就業構造(割合)が大きく異なっていたのに対して、戦後になると1970年までに、商業ではいくらかバラつきがあるとしても、またNRW州全体が工業的であるとしても、全体として諸県が同質的な就業構造へと近づく傾向を示すようになったことである。

VI | おわりに

戦後経済復興と高度経済成長のなかで中間層経営は新規設立や投資のために資金を必要としていた。これに対してNRW州では州政府が1950年代半ばから4回にわたって信用プログラムを展開し、また同州東部の比較的農業的な地域では

第7表 NRW各県の産業部門別就業者割合の推移(%)

県(RB)	1925年			1950年			1970年		
	農業	工業	商業	農業	工業	商業	農業	工業	商業
Aachen	24.3	49.0	25.8	18.1	50.7	29.9	4.8	52.3	42.9
Düsseldorf	7.7	60.3	30.8	6.0	57.6	35.2	2.0	55.3	42.7
Köln	15.1	45.2	38.4	11.1	46.9	40.7	2.5	46.8	50.7
Arnsberg	11.5	60.4	26.9	9.2	58.3	31.3	2.5	58.0	39.5
Detmold	34.5	43.6	21.2	22.0	45.6	31.1	7.2	53.9	38.9
Münster	23.8	51.9	23.2	17.9	53.0	27.9	6.3	52.8	40.9
全国平均	28.2	41.7	29.3	22.1	42.4	33.4	7.5	49.1	43.4

出典：Kaelble/ Hohls (1989), S.377, 383 u. 389より作成。

戦後復興に関わる経済開発と雇用創出の経営信用プログラムを展開させた。他方で「負担調整」の枠組みでは、地域の公的機関が域内中間層経営の新規設立や投資のために復興資金を効果的に貸し付けた。州政府等のこうした地域信用政策は、連邦政府の政策が産業信用をめぐる公正な競争条件を制度的に整備したことに對して、公的資金を実務的現実に経営支援に配分したと意義づけられる。州政策は50年代末までに一定の成果を上げたが、1962年になると新たな州信用プログラムによって中間層経営を基盤とした州内「地域経済構造」の改善を目指すことになった。

この「地域構造政策」の思想を歴史的に遡ると、その観点はすでに19世紀末の帝政期プロイセンの経済政策に表れていた。当時の地域間での発展格差を解消するために、水路や鉄道の建設などのインフラ建設が政策的に「調整 (Ausgleich)」されたのである⁴⁷⁾。この「調整」の思想は、地域間での発展や財政や富の格差解消を目的として後のドイツ経済政策に浸透し、第二次大戦後には「負担調整」を含めて、西ドイツ社会経済のなかに「競争のなかの社会的調整」あるいは「社会的に調整された競争」として秩序化されることになった⁴⁸⁾。

地域経済構造の改善を目指した地域政策と資本主義経済の本質的部分をなす中間層・中小商

工業経営の支援を目的とする政策がその後いかに展開し、いかなる役割を果たしたのか。一般に炭鉱業など衰退産業に対する補助金政策が単なる救済に終わったことを考慮すると、中間層と地域に対する補助金政策が企業家的イニシアティブと地域の自立にいかにかに寄与したかは慎重に精査する必要がある⁴⁹⁾。

1962年の州信用プログラムが発表された直後、中間層経営からは歓迎する反応というより、むしろ落胆の声が州政府に届いていた。それは、この信用プログラムがすべての中間層経営の投資需要に応えるものではなかったことに原因があった。そこで州政府は同年中にプログラムの拡充を検討し、中間層経営の合理化と近代化を支援する措置を組み入れ⁵⁰⁾、それらは1964年5月10日版の州信用プログラムとして再編された。そこでの目標は、産業部門構成の転換と企業間競争の奨励、経済発展の遅れた農業地域の工業化を推し進めることであり、そのために補助金を手段とした経済政策を連邦と州が協働して推進するのだが⁵¹⁾、その場合、連邦と州との間で「補完性原則」に基づいて補助金を利用することも合意された⁵²⁾。これらの政策の方向性は1969年10月6日の「共通課題“地域経済構造改善”に関する法律」(Gesetz über die Gemeinschaftsaufgabe “Verbesserung der

47) Abelshäuser (1980), S.13f. 地域開発の問題がナチ期において政策的課題として前面に現れてきたことについては、関口 (1972)、397-418頁、参照。ここで地域開発とは、経済地域の歴史的自己形成に對して、「目的意識的・計画的な政治・行政措置」によって後発地域に「局地的な社会的分業関係」を創出し、「地域経済の発展、地域住民の福祉をはか」ることであり、そうした経済地域のうえに「国民経済の均衡的発展を実現しようとする」ものである (397-401頁)。より広い「国土計画」の意味において、戦後バーデン・ヴュルテンベルク州の国土計画プランナーを扱った研究として、山井 (2017) がある。ここでは、「規律」化と社会のシステム化の視点から、社会全体を国土整備の観点からデザインしようとする国土計画の流れが19世紀末からナチ期を経て1960/70年代まで続く秩序と「計画」の歴史のなかで捉えられている (とくに序章)。

48) Föste (2006), S.239-241.

49) Ahrens (2017), pp.81-82.

50) LAV NRW R, NW502 Nr.719, Erweiterung auf Massnahmen der Rationalisierung und Modernisierung mittelständischer Betriebe.

51) NRW州信用プログラムを事例とした補助金政策を分析したものとして、Padtberg (1970) がある。またAhrens (2017) は1860年代から80年代までの産業政策と補助金利用の関係を議論している。ここで指摘される「政策の科学化」(p.70) は、上述した政府専門家会議報告書が政策に応用されることに典型的に現れているが、「地域経済学」の領域が成立したり、またとくに経済史研究が地域を対象としてきたことにも現れている。

52) LAV NRW R, NW499 Nr.60. 「1964年6月30日付け連邦経済大臣から各州経済省への通達」

regionalen Wirtschaftsstruktur”⁵³⁾において確立した。この「地域経済構造改善」の過程と意義について他の州の構造政策と比較しつつ立ち入って検討することは、今後に残された課題としたい。

参考資料

1. 未公開資料

- ◎ Landesarchiv Nordrhein-Westfalen Rheinland (LAV NRW R), NW430 Nr. 324, 352, 370, 371; NW499 Nr. 60; NW502 Nr. 58, 719, 827.
- ◎ Archiv von der Sparkasse Bielefeld, Ausschusssitzungen Aufbaudarlehen SHG und LAG vom 16. Sept. 1957.

2. 雑誌、統計、報告書等

- ◎ Bundesgesetzblatt, Jg.1953, Teil I.
- ◎ Bundesgesetzblatt, Teil I, Nr.108, 1969.
- ◎ Bundesministerium für den Marshallplan (1953), *Zwölfter, abschließender Bericht der Deutschen Bundesregierung über die Durchführung des Marshallplanes für die Zeit bis 30. Juni 1952 und Erster und Zweiter Bericht über die Fortführung amerikanischer Wirtschaftshilfe (MSA) für die Zeit vom 1. Juni 1952 bis 31. Dezember 1952*, Bonn.
- ◎ Deutscher Bundestag (1960), *Bericht über die wirtschaftliche und gesellschaftliche Lage der in Handwerk, Handel und sonstigen Gewerbe und in den freien Berufen selbständig Tätigen und der bei ihnen oder in ihren Unternehmen beschäftigten Arbeitnehmer*, BT-Drucksache III/2012, Bonn.
- ◎ Sachverständigenrat (1965), *Jahresgutachten 1965/66. Stabilisierung ohne Stagnation*, Stuttgart.

3. 研究文献

【欧文文献】

- ◎ Abelschäuer, Werner (1980), Staat, Infrastruktur und regionaler Wohlstandsausgleich im Preußen der Hochindustrialisierung, in: Fritz Bläich (Hrsg.), *Staatliche Umverteilungspolitik in historischen Perspektive. Beiträge zur Entwicklung des Staatsinterventionismus in Deutschland und Österreich. Schriften des Vereins für Socialpolitik*, N.F. Bd.109, S.9-58.

- ◎ Abelschäuer, Werner (2011), *Deutsche Wirtschaftsgeschichte seit 1945*, München.
- ◎ Ahrens, Ralf (2017), Sectoral Subsidies in West German Industrial Policy: Programmatic Objectives and Pragmatic Applications from 1960s to the 1980s, in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 58-1, pp.59-82.
- ◎ Beckermann, Theo (1964), Erhöhter Kapitalbedarf für Handwerksbetriebe, in: *Blätter für Genossenschaftswesen*, Jg.110, 23, S.369-372.
- ◎ Breckner, Friedrich (1960), Zehn Jahre öffentliche Finanzierungshilfen, in: *Zeitschrift für das gesamte Kreditwesen*, 13.Jg, 3.Ht, S.111-114.
- ◎ Beyenburg-Weidenfeld, Ursula (1992), *Wettbewerbstheorie, Wirtschaftspolitik und Mittelstandsförderung 1948-1963. Die Mittelstandspolitik im Spannungsfeld zwischen wettbewerbstheoretischem Anspruch und wirtschaftspolitischem Pragmatismus*, Stuttgart.
- ◎ Boyer, Christoph und Thomas Schlemmer (2002), “Handwerkerland Bayern”? Entwicklung, Organisation und Politik des bayerischen Handwerks 1945 bis 1975, in: Thomas Schlemmer und Hans Woller (Hrsg.), *Bayern im Bund*, Bd.2: Gesellschaft im Wandel 1949 bis 1973, München, S.87-178.
- ◎ Dittes, Heinrich (1960), Die Kredithilfen des Bundes und der Länder an die gewerbliche Wirtschaft, in: *Sonderausgabe der Zeitschrift für das gesamte Kreditwesen*, Januar 1960, S.1-28.
- ◎ Ganzel, Klaus-Jürgen (1962), *Wesen und Begriff der mittelständischen Unternehmung*, Köln/Opladen.
- ◎ Föste, Wilga (2006), *Grundwerte in der Ordnungskonzeption der Sozialen Marktwirtschaft*, Marburg.
- ◎ Kaelble, Hartmut und Rüdiger Hohls, Der Wandel der regionalen Disparitäten in der Erwerbsstruktur Deutschlands 1895-1970, in: Bergmann, Jürgen et. a. (Hg.)(1989), *Regionen im historischen Vergleich. Studien zu Deutschland im 19. und 20. Jahrhundert*, Opladen, S.288-413.
- ◎ König, Heinz (1962), Vorwort, in: Ders. (Hrsg.), *Wandlungen der Wirtschaftsstruktur in der Bundesrepublik Deutschland, Schriften des Vereins für Socialpolitik*, N.F., Bd. 26, Berlin, S.V-VI.

53) BGBl, Teil I, Nr.108, 1969, S.1861-1863.

- ◎McKittrick, Frederick L. (2016), *From Craftsman to Capitalists. German Artisans from the Third Reich to the Federal Republic, 1939-1953*, New York.
- ◎Padtberg, Udo (1970), *Regionale Wirtschaftspolitik durch Subventionen? Eine Untersuchung über den Erfolg des Landeskreditprogramms in Nordrhein-Westfalen*, Köln.
- ◎Scheybani, Abdolreza (1996), *Handwerk und Kleinhandel in der Bundesrepublik Deutschland. Sozialökonomischer Wandel und Mittelstandspolitik 1949-1961*, München.
- ◎Stahlberg Gertrude, (1957), *Die Vertriebenen in Nordrhein-Westfalen, Schriften des Vereins für Socialpolitik*, N.F. Bd.7/VIII, Berlin.
- ◎Trapp, Wolfgang (1999), *Kleines Handbuch der Münzkunde und des Geldwesens in Deutschland*, Stuttgart.
- ◎Tuchtfeld, Egon (1962), 'Strukturwandlungen im Handwerk', in: *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, Neue Folge Bd.26, Berlin, pp.469-491.
- ◎Wiegand, Lutz (1992), *Der Lastenausgleich in der Bundesrepublik Deutschland 1949 bis 1985*, Frankfurt am Main.
- ◎Wolf, Herbert (1998a), 'Von der Großbankengesetz bis zur "Normalisierung" (1953-1958)', in: Hans Pohl (hrsg.), *Geschichte der deutschen Kreditwirtschaft seit 1945*, Frankfurt/Main., pp.111-148.
- ◎Wolf, Herbert (1998b), 'Von der Währungsreform bis zum Großbankengesetz (1948-1952)', in: Hans Pohl (hrsg.), *Geschichte der deutschen Kreditwirtschaft seit 1945*, Frankfurt/Main., pp.59-110.

【日本語文献】

- ◎ クレスマン、クリストフ(木戸衛一・石田勇治訳)(1995)『戦後ドイツ史1945-1955——二重の建国——』未来社
- ◎ メラー、ハンス(1984)「1948年の西ドイツ通貨改革」(ドイツ・ブンデスバンク編『ドイツの通貨と経済——1876～1975年——』(下) 東洋経済新報社、533-596頁所収)
- ◎ 関口尚志(1972)「ヴァイマル＝ナチス期の『地域開発』構想——比較史的覚え書き——」(大野英二・住谷一彦・諸田實編『ドイツ資本主義の史的構造』有斐閣、1972年、397-418頁所収)
- ◎ 馬場哲(1999)「地域工業化と工業都市の誕生——北西ドイツ・ラーヴェンスベルク地方と都市ビーレフェルトの事例研究——」(1)(2)『経済学論集』64-4、2-29頁；同65-1、32-70頁)
- ◎ 三ツ石郁夫(2012)「戦後西ドイツ高度成長期における銀行業の再建と競争——『銀行業における競争の歪み調査』の背景と帰結——」(『彦根論叢』第394号、174-188頁所収)
- ◎ 三ツ石郁夫(2018)「第二次大戦後西ドイツの中間層信用問題をめぐる政策形成と金融機関の役割」『滋賀大学経済学部研究年報』Vol.25、1-28頁
- ◎ 柳澤治(2006)『資本主義史の連続と断絶——西欧的發展とドイツ——』日本経済評論社
- ◎ 柳澤治(2017)『ナチス・ドイツと中間層——全体主義の社会的基盤——』日本経済評論社
- ◎ 山井敏章(2017)『「計画」の20世紀——ナチズム・〈モデルネ〉・国土計画——』岩波書店
- ◎ 渡辺尚(1987)『ラインの産業革命——原経済圏の形成過程——』東洋経済新報社

The Financing Needs of SMEs and the Development of State Credit Support Policies in Postwar West Germany

Nordrhein-Westfalen from the mid-1950s to the early 1960s

Ikuo Mitsubishi

During the era of the West German postwar reconstruction boom, *Mittelstand* businesses, or SMEs, suffered from a shortage of medium- and long-term capital to establish and invest in shops and equipment. This paper discusses the significance of the aid policy promoted by the *Nordrhein-Westfalen* state government in northwest Germany through four SME programs of low-interest credit and a regional subsidy policy to develop the economy and create employment in the agricultural sector or weak structural regions or border areas in the second half of the 1950s. The state government policy played a practical role in aiding SME businesses, in contrast to the Federal Government policy which structured the competitive environment surrounding SMEs and banking institutions, for example, capital supply in financial markets, standardization or transparency of credit charges as well as support of credit guarantee services. Moreover, the state government's regional committee of compensation sharing, *Lastenausgleich*, provided low-interest small credit for displaced persons, or Vertriebene, and returnees from the war to establish or invest in *Mittelstand* businesses.

After the success of these programs, the state government planned a new credit program in 1962, which integrated previous SMEs and regional ones to improve the SME-based regional economic structure. Towards the end of the 1960s, federal and state governments established a cooperative framework to enhance the regional economic structure throughout the country.

